

厚木飛行場周辺において住宅防音工事を希望される皆様へ

厚木飛行場周辺の住宅防音工事における優先的实施について

厚木飛行場周辺における住宅防音工事について、現在、80W以上の区域、若しくは高齢者、乳幼児、障害者の方がお住まいの住宅について工事を優先的に実施しております。

平成29年5月8日（月）から、新たに「小中学生」がお住まいの住宅についても、工事を優先的に実施いたします。

年 月 日	区分
現 行	80W以上の区域、若しくは高齢者、乳幼児、障害者が居住する住宅
平成29年5月8日（月）以降	80W以上の区域、若しくは高齢者、乳幼児、 <u>小中学生（※）</u> 、障害者が居住する住宅

※満6歳になった日の翌日以後における最初の学年から、満15歳になった日に属している学年の終わりまでの方

上記の変更により、「住宅防音工事希望届」の書式が新しくなります。

（注意点）

小中学生がお住まいの住宅についての優先的な実施は、5月8日以降に受付した希望届から適用となります。

詳しくは南関東防衛局までお尋ねください。

「住宅防音工事希望届」は、当局及び座間防衛事務所（大和市鶴間1-13-2、TEL046-261-2063）で配付しているほか、当局のホームページからもダウンロードできます。

【当局ホームページ】

http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/03_bout/03_peripheral/jyutakubouon/jyuutakubouonn001.html

【住宅防音工事希望届の提出、問い合わせ先】

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
南関東防衛局 企画部 住宅防音課第1課
TEL 045-211-7113